

主 文
本件控訴を棄却する。理 由

検察官柏木忠の陳述した控訴趣意は検察官山本稜威雄作成名義の控訴趣意書の記載と同一であるからこれを引用する。

同控訴趣意（事実誤認）について。

本件起訴状に掲げる如く被告人は昭和二十八年十二月十二日午前一時過頃弘前市大字 a 字 b c 番地所在父 A 1 の物置小屋内において中折単発式猟銃一挺と実弾十数発を装備した弾帯の置いてあるのを発見して万一味噌をも盗んだこの猟銃を以て父 A 1 や兄 A 2 等を射殺しようとする決意をし、右弾帯を腰に帯び右の猟銃を手に持つて隣接の父 A 1 の住宅に侵入し同家屋に就寝していた父 A 1、兄 A 2、その妻 A 3、兄夫婦の長男 A 4、長女 A 5、祖母 A 6 及び叔母 A 7 を射殺したところとは原審が外形的事実に関する証拠として挙示する各証拠に徴しこれを認めるところで検察官においては被告人は右犯行当時心神耗弱の状態にあつたものと認められ、心神喪失の状態にあつたものとして無罪を言渡したことが記録上明らかである。

よつて以下所論に従い本件犯行当時における被告人の心神の状況につき記録を精査し当審における事実取調の結果をも斟酌考査して検討考察するに、先づ記録によれば被告人は父 A 1、母 A 8 の間に出生した長兄 A 2、次兄 A 9、姉 A 10、A 11、A 12、妹 A 13 の八人兄弟の三男として生れ居、村部落では中流程度の資産を公に持つ家庭に育ち d 村 B 小学校卒業後家業の農業を一年程手伝つた後一時他家の見習いに出たが間もなく病をえて帰宅しその後自宅に就農しその後は自給自足の生活を送り、父 A 1 は生来齊奮で酒癖が悪くその上妻を蓄え耐えかねた A 8 は遂に昭和二十六年十一月頃単身実家に帰り爾事事実上の夫婦別居を遂げた。その後財産全部の独占を図つた A 2 は A 9 及び被告人を毎に嫌忌して別居を迫つたため被告人は昭和二十七年七月頃肩書住居 C 方の一間を借受裸同然の儀姿で僅かに布団と鍋及び米一斗を貰い受けたのみで別居し、A 9 も同様別居した。同年秋頃母 A 8 の実家に引取られたので家には祖母 A 6、A 1 並に A 2 夫婦とその子三名が残るのみとなり被告人は別居以来桶屋を職として細々ながら独り身の不自由な生活を続けて来たこと。その間 A 1 を相手に A 8 の提起した離婚訴訟のため A 1 等と被告人の間柄は更に感情的に溝を深め被告人は祖母 A 6 の好意に甘えて僅かに米、味噌などを貰い受けに同家を訪れる以外は殆んど A 1 方に入出入りすることはないこと。昭和二十八年十月頃 C 方の間借りをことわられてからは同家の物置小屋の庇を借受けて藁を敷き辛じて雨露をしのぐ有様で雨風の強い夜或は吹雪く夜など布団は濡れ寒気に打震えて一晩中寝ないで身の不幸を泣き明かすこともあつたが A 1 並に A 2 夫婦はこのような極貧の生活に呻吟している被告人に対し極めて冷淡で何一つ恵むことをせず被告人は日頃同人等の仕打を痛く憤慨していたことが認められる。そして犯行の前日は午前八時三十分頃中津輕郡 d 村 a 部落にある D 方に餅臼を修繕に行き午前十一時頃終つてその礼金を密造酒に替え D と共に午後三時三十分頃までに一升の酒を飲み、それより e 村 f 部落の E 方に修理材料の竹を置きに行き午後五時頃夕食を馳走になつて同家を辞去した後 F 方にりんご代金二千円を請求に赴いたがことわられて午後七時頃 a 部落に帰り G の妻の病氣見舞に同家を訪れその際 H の妻より夫の所存の探索を頼まれて I 時計店、J 方と順次尋ね歩いたが見当らないまま帰途 K 方に立寄り同居している L より二百五十円を貰い受けて M 方に赴き、すまし酒をコツブに二杯飲み鍋焼うどん一つを飲食して午後八時頃千葉パチンコ店で暫らく遊び帰宅後更にすまし酒三合を飲み残り五合を持つて午後十二時過ぎ頃同家を辞去した頃はその日飲酒した酒の総量は凡そ一升六合程に達していたこと。そして些か酩酊を意識しながらも平生と変ることなく帰宅した被告人は寝場所を作つていた際味噌がめに味噌のないことを気付き父の家から味噌を盗んでこようと思ひ立ちその足で懐中電灯を照らしつつ雪道を約三百米離れた父の家まで歩き味噌小屋に侵び込んだ後勝手知つた味噌樽から持参のかめに味噌を移し取つたところまでは自らの行動を逐一鮮明に意識し犯行後の追想においても正確で曖昧な点は少しも認められないことが明らかである。ところがその際懐中電灯に映し出された味噌桶の陰の猟銃一挺を目撃した頃から被告人の心神には異常な興奮と被害妄想的な

精神錯乱状態の発生した兆候を認めうのりであつて、これを被被告人の司法警察官に
に検察官の銃を盗みつけたこと。銃を撃つたこと。司法警察官に
この銃を盗みつけたこと。銃を撃つたこと。司法警察官に
成の銃を盗みつけたこと。銃を撃つたこと。司法警察官に
司法警察官に銃を盗みつけたこと。銃を撃つたこと。司法警察官に
なつたこと。銃を撃つたこと。司法警察官に
寝間にいた父、兄A2夫婦、甥、姪に對して、
と。銃を撃つたこと。司法警察官に
の部屋の前で銃を撃つたこと。司法警察官に
あること。司法警察官に
見つけたこと。司法警察官に
一層の電気がついたこと。司法警察官に
ろに電気がついたこと。司法警察官に
感じがした。司法警察官に
上に向けた。司法警察官に
員に對する。司法警察官に
腰をしめたこと。司法警察官に
うにしたこと。司法警察官に
にも五燭光位。司法警察官に
二発位。司法警察官に
声を聞いて。司法警察官に
を見たこと。司法警察官に
思つて銃を撃つたこと。司法警察官に
述調書において。司法警察官に
弾丸は。司法警察官に
甥、姪が。司法警察官に
官に對する。司法警察官に
発見されれば。司法警察官に
その前に。司法警察官に
その場で。司法警察官に
て母屋の方へ。司法警察官に
ある日常。司法警察官に
も部屋にも。司法警察官に
えたこと。司法警察官に
発砲した。司法警察官に
当大きな。司法警察官に
對する被。司法警察官に
を推認せ。司法警察官に
ることに。司法警察官に
も抱かれ。司法警察官に
でもあつ。司法警察官に
を飲んで。司法警察官に
ていて何。司法警察官に
度につい。司法警察官に
おりました。司法警察官に
供述調書。司法警察官に
る程酔つ。司法警察官に
二十五日。司法警察官に
かつた。司法警察官に
気は帯び。司法警察官に
第十一回。司法警察官に
せんでし。司法警察官に
して供述。司法警察官に
書、Pの。司法警察官に
日附実況。司法警察官に
告人がJ。司法警察官に

認定することができる。

果して然らば被告人は犯行当時刑法に所謂心神喪失の状況にあつたものと認定するの相当である。所論は被告人が味噌小屋において猟銃を目撃して精神障害に陥るのA1の前で意識を回復するまでの時間は一分三十三秒乃至一分四十三秒如何に多かりA1の前で意識を回復するまでの時間は一分三十三秒乃至一分四十三秒如何に多除く見ても二分とはかからないと思われ。従つてそれより犯行前後の時間を控る除し純粹に犯行に要した時間は七十二秒乃至八十二秒位となりかかる短時間における心神の状態を日時の経過した後に断定するのと自體多々の疑問があり経験則に照らすも原審の認定は極めて不当である旨主張するものであるが前記各鑑定書の記載に当番証人Wの供述を綜合すれば右各鑑定人はあらゆる科学的方法により詳細綿密な調査研究を尽した上で被告人の犯行当時の記憶についてA1及びA2に対して行動して動機についても被告人が日頃反目し利害の相反したA1及びA2に対して行動している点に特に慎重な考察を進めた上その結果の綜合判断として被告人が犯行当時病的異常の精神状態にあつたことを論結していることが明かであつて殊に被告人が正當な心神の状況に立帰つたのは同日午後九時頃であつたこと、従つてその障礙に陥つていた時間は約八時間位で一般的に数時間乃至数日間繼續する一過性の病的異常の発作形態に合致するものであることを認めうるのであるから前記各鑑定人の鑑定結果に対し所論の如く疑念を挿むべき余地はなく又経験則に徴するも被告人の犯行当時における心神の状況に異常の発作を認めうることは前叙のとおりで、これがたとえ短時間であるからといつて前記鑑定結果に鑑みるときは寧ろ短時間に回復することが常態なのであるから、かかる短時間の心神喪失を認定することが経験則に違背するとなすこともできない。

次に所論は原審鑑定人V作成の鑑定書中「事態の正しい認識判断それに従つて行動することは不可能であつたか少くとも非常に困難であつた」と主張する旨の記載を論拠として被告人の犯行当時の認識判断が不可能であるか否かを論ずる旨の記載を欠き採るをえ審公判廷における供述記載によれば被告人の場合には事態の正しい認識判断は全く不採るをえられない。次に所論は被告人が捜査官に対し供述している犯行当時の記憶がその後に重要なる部分において修正され故意に否定されたとを証明するものであり精神障害の程度は犯行当時被告人に自己意識の存在したことを証明するものである旨主張する。しかし原審証人Vの供述記載によれば後日における被告人の記憶の修正変更は元來が不確実な記憶のたための結果であつて故意になされたものでなく記憶がそのように整理されたものと追想理解しえられるのみならず被告人が捜査官に対し供述している前説示の曖昧なるのであり右記憶が全く別人格の病的意識の範疇に属するものであることは前記説明のとおりであるから自己意識のあつたことを前提とする所論は畢竟独自の見解であり採る用の限りでない。尚原判決が「心神喪失の事実の存否について非常に強い疑があるときは心神喪失の事実の不存在が証明されない限り右犯行当時心神喪失の状態にあつたものと認める外ない」旨判示し更に判文の随所に疑問を止めるが如き認定の方を法を用いていることは洵に所論の指摘するところでありその部分のみでこだわらば些か論理の飛躍を冒し或は判旨明確を欠く憾なしとしないのであるが判文を全体として精読するならば原審は結局犯行当時被告人が心神喪失の状況にあつたことを認定している趣旨であることを優に肯認できるのであるからこの点の所論も採るをえない。

以上これを要するに原審が被告人の犯行当時における心神につきこれを心神喪失の状況にあるものと認定したことは洵に正当であるというべく所論において種々抗争するところは全く独自の見解に立つて正当な原判決の事実認定を攻撃するに過ぎないものと認める他はないのであるから論旨はいずれも理由がない。

よつて刑事訴訟法第三百九十六条により本件控訴を棄却し主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 松村美佐男 裁判官 小田倉勝衛 裁判官 三浦克己)